

国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービス利用細則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 令和 5 年 1 2 月 2 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービス利用規程第 9 条の規定に基づき、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）における I L L 文献複写等料金相殺サービス（以下「I L L 料金相殺サービス」という。）の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用機関：I L L 料金相殺サービスの利用承認を受けた機関
- 二 I L L システム：国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システム
- 三 文献複写等：I L L システムを利用して行われる現物貸借及び文献複写
- 四 債権機関：文献複写等の受付料金と依頼料金を相殺した結果、受付料金が依頼料金を上回った機関
- 五 債務機関：文献複写等の受付料金と依頼料金を相殺した結果、依頼料金が受付料金を上回った機関

(研究所の業務)

第 3 条 研究所は、利用機関に対して次の各号に定める業務を行う。

- 一 利用機関の文献複写等の依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺処理
- 二 前号の基礎となる I L L システム上に格納された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）の提供
- 三 債権債務の相殺結果の通知
- 四 債務機関からの料金の徴収
- 五 債権機関への料金の支払い
- 六 その他 I L L 料金相殺サービスの運用に必要な事務処理

(対象とする債権債務)

第 4 条 第 5 条に基づく債権譲渡及び第 6 条に基づく相殺の対象とする債権債務は、次の各号に定めるところによる。

- 一 利用機関が他の利用機関からの受付による文献複写等が完了したことにより取得

したすべての債権（以下「対象債権」という。）

二 利用機関が他の利用機関への依頼による文献複写等が完了したことにより負ったすべての債務（以下「対象債務」という。）

2 前項における文献複写等の完了とは、ILLシステムにおける処理の状態が、文献複写については「確認」、現物貸借については「返却確認」となっている取引とし、更新日付をもって取引の完了日とする。

（債権の譲渡）

第5条 利用機関は、前条に掲げる対象債権を研究所に債権譲渡し、研究所はこれを譲り受ける。ただし、対象債権の債務者から履行を受けられない恐れがあると研究所が判断した場合はこの限りでない。

2 債務を有する利用機関は、前項に掲げる債権譲渡に関し、あらかじめ異議を唱えることなく承諾する。

3 第1項に規定する債権譲渡の実行日は、毎月末日とし、当該月の初日から末日までに取得した債権について行う。

4 第1項に規定する債権譲渡に伴う民法第467条に規定された債務者への通知は、研究所が毎月利用機関毎に提供する電磁的記録の配付をもってこれに代える。

5 利用機関は、第1項に基づく債権譲渡により取得する利用機関の研究所に対する債権（以下「代金債権」という。）を第三者に譲渡などしてはならない。

（相殺の実行）

第6条 研究所は、以下に定める相殺の実行日（以下、「相殺日」という。）に対象とする債権債務を対等額の範囲で相殺する。

一 4月1日から6月30日の間に研究所が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は6月30日とする。

二 7月1日から9月30日の間に研究所が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は9月30日とする。

三 10月1日から12月31日の間に研究所が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は12月31日とする。

四 1月1日から3月31日の間に研究所が取得した対象債権と、当該対象債権の債務者が取得した代金債権の相殺日は3月31日とする。

（相殺結果の通知）

第7条 研究所は、前条に基づく相殺後速やかに利用機関に別記様式1、別記様式2又は別記様式3の料金相殺結果通知書を送付する。

2 前項の相殺結果通知書をもって債務機関に対する料金請求書及び債権機関に対する料金支払通知書に代える。

（債務の支払い）

第8条 債務機関は、第6条に基づく相殺後に残存する研究所に対する債務について次の

各号により支払うものとする。

- 一 前条に規定された相殺結果通知書に記載された金額を、相殺日の属する月の翌月末日までに、研究所の指定する金融機関口座に現金により振り込む。なお、翌月末日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日とする。
- 二 指定の期日までに支払いを行わなかった場合は、別に定める基準により計算した延滞金を支払う。

(債権の支払い)

第9条 研究所は、第6条に基づく相殺後に残存する債権機関の研究所に対する債権について、次の各号により支払うものとする。

- 一 相殺日の属する月の翌々月の10日に、債権機関があらかじめ指定した金融機関口座に現金により振り込む。なお、支払日が銀行休業日の場合は、その直前の営業日とする。
- 二 前号における金額が所定の額に満たない場合は、第四四半期を除き、年度を越えない範囲で当該額を超える四半期まで支払いを延期する。

2 研究所は、債務機関から前条に基づく支払いを受けられなかった対象債権の譲渡人に対しては、研究所が合理的に判断する当該対象債権の金額の範囲内で、前項に基づく支払いを留保することができる。

(保証及び損失等の補償)

第10条 利用機関は、研究所に対して、第5条に基づき研究所に譲渡する対象債権が全て適法かつ有効に成立し存在しており、その全額を債務者から回収できることを表明し、保証する。利用機関は、第5条に基づき研究所に譲渡する対象債権に何らかの瑕疵があり、また、その回収が不能又は困難となった場合には、これにより研究所が被った一切の損失及び費用を補償する。

2 利用機関は、研究所がその合理的な判断により計算した前項に基づく補償金額を、第6条に基づく相殺にあたり、研究所が利用機関に対して有する対象債権に加算することにより処理することを承諾する。

(運営費)

第11条 利用機関は、研究所に別に定める運営費を支払うものとする。

- 2 運営費は、年度毎に第6条に基づく相殺にあたり、研究所が利用機関に対して有する対象債権に加算することにより処理する。
- 3 研究所は、利用機関に対し、翌年度に当年度の運営費の収支を報告する。
- 4 研究所は、一旦納付された運営費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(振込手数料)

第12条 債務機関が研究所に支払う場合の振込手数料は、債務機関の負担とする。

2 研究所が債権機関に支払う場合の振込手数料は、債権機関の負担とし、研究所は支払金額から差し引くこととする。

(雑則)

第13条 相殺処理に疑義が生じた場合，研究所と利用機関は双方ともに誠意を持って協議を行う。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成21年5月26日から施行する。

附 則

この細則は，令和5年10月1日から施行する。

附 則

この細則は，令和5年12月21日から施行する。

(住所)
(利用機関名称)
(経理責任者所属)
(経理責任者職名)
(経理責任者名)

通知番号:
通知年月日: 年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
国立情報学研究所長

この通知に関する問い合わせ先
国立情報学研究所学術コンテンツ課
TEL 03-4212-2320 E-mail illadm@nii.ac.jp
登録番号:

国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス料金相殺結果通知書

請求通知

NACSIS-ILL(図書館間相互貸借システム)の文献複写等料金相殺サービスの相殺結果について、下記のとおり通知します。

【相 殺 期】 年度 第 四半期

【受付状況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【依頼状況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【相殺結果】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
受 付	件	円
依 頼	件	円
相殺金額		円
(受戻債権額)		円
(運営費)		円
((10%対象(税抜金額)))		円
(消費税額)		円
		円
請求額		円

請求額につきましては、納入期限内に、下記の口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います。)

- 納入期限: 年 月 日
- 振込金融機関: 〇〇銀行 〇〇支店 普通 〇〇〇〇〇〇 口座名義: 〇〇〇〇〇〇〇(〇〇〇〇〇〇〇)

宛先・宛名等の変更申請について
ILL 料金相殺情報([http:// 〇〇〇〇〇〇〇〇](http://〇〇〇〇〇〇〇〇))よりお手続きください。

(住所)
(利用機関名称)
(経理責任者所属)
(経理責任者職名)
(経理責任者名)

通知番号:
通知年月日: 年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
国立情報学研究所長

この通知に関する問い合わせ先
国立情報学研究所学術コンテンツ課
TEL 03-4212-2320 E-mail illadm@nii.ac.jp
登録番号:

国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス料金相殺結果通知書

支払通知

NACSIS-ILL (図書館間相互貸借システム) の文献複写等料金相殺サービスの相殺結果について、下記のとおり通知します。

【相 殺 期】 年度 第 四半期

【受 付 状 況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【依 頼 状 況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【相 殺 結 果】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
受 付	件	円
依 頼	件	円
相殺金額		円
(受戻債権額)		円
(振込手数料)		円
(運営費)		円
(債務分の10%対象(税抜金額))		円
(債務分の消費税額)		円
支払額		円

支払額につきましては、弊所より以下の通り、お支払いいたします。

- 銀行口座利用の場合は翌月 10 日(支払日が銀行休業日の場合はその直前の営業日)にお支払いいたします。
- 納付書利用の場合は貴機関発行の納付書に基づきお支払いいたします。

宛先・宛名等の変更申請について

ILL 料金相殺情報([http:// ○○○○○○○○](http://○○○○○○○○))よりお手続きください。

別記様式 3

(住所)
(利用機関名称)
(経理責任者所属)
(経理責任者職名)
(経理責任者名)

通知番号:
通知年月日: 年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構
国立情報学研究所長

この通知に関する問い合わせ先
国立情報学研究所学術コンテンツ課
TEL 03-4212-2320 E-mail illadm@nii.ac.jp
登録番号:

国立情報学研究所 ILL 文献複写等料金相殺サービス料金相殺結果通知書

繰越通知

NACSIS-ILL（図書館間相互貸借システム）の文献複写等料金相殺サービスの相殺結果について、下記のとおり通知します。

【相 殺 期】 年度 第 四半期

【受 付 状 況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【依 頼 状 況】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円
月 日～ 月 日	件	円

【相 殺 結 果】

期 間	件 数	金 額 (税率10%)
受 付	件	円
依 頼	件	円
相殺金額		円
(受戻債権額)		円
(運営費)		円
(債務分の10%対象(税抜金額))		円
(債務分の消費税額)		円
		円
次期繰越額		円

次期繰越額につきましては、規程により次期に繰り越しいたします。

宛先・宛名等の変更申請について
ILL 料金相殺情報([http:// ○○○○○○○○](http://○○○○○○○○))よりお手続きください。